

改正後

綾川町立小・中学校の警報発令時対応要領（案）

(H22.5.14より実施)

(一部改正 R5.4.1より実施)

(一部改正 R7.10.1より実施)

1 「登校前」の対応

基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合は、『**自宅待機**』とする。
- (2) **午前6時45分までに** 警報が**解除されない場合**は、『**臨時休校**』とする。
・解除された場合は、通常通りの授業を行うので『**注意して登校**』する。
- (3) 警報が発令されていない場合であっても、局地的に危険状態が発生し、通学が困難と保護者が判断したときは、学校に連絡し、指示を受ける。
- (4) 地震及び降雪時、熱中症特別警戒アラートの対応は、町防災無線放送及びメールにより行う。

2 「登校中」の対応

午前6時45分～午前8時00分に「警報」発令時は、『**臨時休校**』とする。

- ・家を出た直後の場合は、保護者が声をかけ帰宅させる。
…保護者に学校に連絡を入れていただく。
- ・登校途中の場合は、安全に注意して登校する。
- ・登校している場合、保護者に児童生徒を引き渡す。

3 「登校後」の対応

児童生徒への学校の対応状況は、保護者メールによって保護者に通知する。

基本的な考え方

- (1) 香川県綾川町に、「暴風」「大雨」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合は、**学校待機**とする。
- (2) 児童生徒の下校は、**警報解除後**とする。
しかし、**警報発令下で児童生徒を下校させる必要があると校長が判断したときは**、保護者に児童生徒を引き渡すこととする。
- (3) 局地的に発生した災害の状況については、町防災本部の情報や地区住民の情報等をもとに安全性を確かめて、下校させる。

4 備考

町防災無線放送による指示内容は、『**臨時休校**』『**自宅待機**』『**注意して登校**』の3種類とする。